

議第 122 号 福山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党の討論を行います。

本案は、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育、事業所内保育などの家庭的保育の各事業の認可基準を定めるものです。

小規模保育所・家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これらの事業は、待機児童解消を目的として設置されます。

今回示された認可基準は、無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるなど、一定の評価はできますが、それでもなお、現行の保育所の基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されます。

第 1 に、家庭的保育では、職員は、全員研修を受けたもので保育士資格者でなくてもよい、となっています。

各事業の保育者は、全て保育士資格とするべきです。

市の資格基準は国が示した内容を踏襲し、小規模保育事業の A 型以外は、保育者の要件として保育士資格を必要とせず、研修修了者で保育にあたる内容を含んでいます。

認可保育所と比較すると、無資格者の多い、認可外保育施設の死亡事故の件数は多く、リスクの高い無資格者の保育は避けるべきですが、そのようにはなっていません。

第 2 に、給食に関しては、自園調理方式を基本としていますが、小規模保育・家庭的保育や事業所内保育は、連携施設からの搬入も認められています。

衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細やかな食事の提供のため、給食は自園調理を必須とし、調理員や調理室を設置するべきです。

第 3 に、0～2 歳児の保育室の面積基準は、国の基準を上回っており評価はできますが、未だ、日本の保育の面積基準は諸外国と比較しても低く、子ども達の発達の保障の観点からも、さらなる拡充が必要です。

以上述べた黙過できない問題点があるため、本条例案に反対を表明して討論と致します。